

## 指導要録における「特別の教科 道徳」及び外国語活動の記録等について

### 1 全面実施における「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」）の記録

#### (1) 記入の方法

小学校及び中学校の道徳科については、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、特に顕著と認められる具体的な状況等について文章で記述すること。

評価欄については、次の様式のいずれかを参照するものとする。

①教科等の学習状況を記載する頁に、道徳科の評価欄を設ける。（様式A参照）

②小学校及び中学校の学習指導要領の移行期間に限り、現在の指導要録にある総合所見の欄に評価欄を設ける。さらに、教科等の学習状況を記載する頁の欄外に、道徳科の評価が総合所見の欄に記載されていることを明記する。（様式B参照）

なお、道徳科における学習状況等の把握については、各教科の評定等とは基本的な性格が異なるものであるため、調査書に転記されることのないように注意すること。

#### (2) 評価の方法

評価に当たっては、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める」という学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中での的確に把握すること。

なお、道徳科の特質を踏まえ、次のことに留意すること。

- ・他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価とすること。
- ・個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。
- ・学習活動において、児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること。

#### <参考資料>

- ・(写)学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）

[平成28年7月29日付け28文科初第604号]

## 2 移行期間における外国語活動の記録

### (1) 記入の方法

小学校第3学年及び第4学年については、総合所見の欄に、児童の学習状況における顕著な事項がある場合にその特徴を記入するなど、外国語活動の学習に関する所見を文章で記述すること。

小学校第5学年及び第6学年については、現在の取扱いと同様に外国語活動の記録の欄に評価の観点の観点の記入した上で、それらの観点に照らして児童の学習状況における顕著な事項を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述すること。

### (2) 評価の方法

評価に当たっては、各教科の学習の評価と同様、観点別学習状況の評価を基本とし、児童一人一人の進歩の状況や各学校で定めた目標の実現状況を的確に把握すること。

なお、評価の観点（例）及びその趣旨は、次のとおりである。

| 観 点（例）              | 趣 旨  |
|---------------------|--|
| コミュニケーションへの関心・意欲・態度 | コミュニケーションに関心をもち、積極的にコミュニケーションを図ろうとする。                              |
| 外国語への慣れ親しみ          | 活動で用いている外国語を聞いたり話したりしながら、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しんでいる。                   |
| 言語や文化に関する気付き        | 外国語を用いた体験的なコミュニケーション活動を通して、言葉の面白さや豊かさ、多様なものの見方や考え方があることをなどに気付いている。 |

### <参考資料>

- ・(写)小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について（通知）

[平成29年7月7日付け29文科初第536号]

- ・小学校児童指導要録－作成及び記入の手引き－

[平成22年10月 秋田県教育委員会]

## 3 その他

上記1、2以外の小・中学校における移行期間中の学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。